

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

東通村

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 大利地域

(1) 現況

大利地域は、水稻、野菜、畜産を主体とし、地域全体が農業に関わりのある地域であり、共同機械の導入や、集落営農組織の法人化など、当村における農業経営のモデル地区として位置付かれているが、地域の高齢化が進み、今まで行ってきた個々での農地の保全管理が厳しくなっており遊休農地の増加が懸念されることから、これを防止する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図るとともに、(1) を防止するよう取り組むものとする。

2. 目名地域

(1) 現況

水稻、野菜、畜産を主体とした家族経営を基本としているが、零細農家が多く高齢化が進行し、農業離れや兼業化から、転作組合へ作業を委託している状況にある。

このような状況を踏まえ、高齢化、兼業化の問題に対処しつつ、農地の保全管理に取り組んでいく事が必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図るとともに、(1) を防止するよう取り組むものとする。

3. 蒲野沢地域

(1) 現況

水稻、畜産を主体とした家族経営を基本としているが、零細農家が多く高齢化が進行し、農業離れや兼業化から農地は耕作放棄、遊休化がみられる。このような状況を踏まえ、高齢化、兼業化、混住化等の問題に対処しつつ、集落での話し合いの機会を増やしていくことが必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図るとともに、(1)を防止するよう取り組むものとする。

4. 小田野沢地域

(1) 現状

小田野沢地域は、水稻、畜産、牧畜用の草地を主とした家族経営が多い農業形態である。地域では、農家の高齢化による離農や、後継者の担い手不足が懸念されており、農家個人では農地及び農業用施設の保全管理が厳しい状況になっており、遊休農地の増加が懸念されることから、これを防止する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進し、耕作放棄地の発生を防止し、将来にわたって持続的な農業生産活動等可能とすることにより、集落の持つ多面的機能の確保を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	大利地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
②	目名地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
③	蒲野沢地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
④	小田野沢地域	法第3条第3項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない

5 その他促進計画の実施に関して市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しそれぞれが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(振興山村地域、半島振興地域、過疎地域、特定農山村地域)

イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
(イ) 自然条件により小区画・不整形な田
(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地
(エ) 東通村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

(i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑（草地含む。）10%以上）

(ii) 土壌条件が著しく悪い場合

(iii) その他

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(オ) 青森県知事が地域の実態に応じて指定する地域

(2) 集落協定の共通事項

- 1) 集落の農用地面積が 1 h a 未満である場合において、農用地面積が 0.8 h a 以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適當であると東通村長が個別に認めた場合には、1 h a 以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。
- 2) 協定参加者数がおおむね 50 戸に満たない場合において、協定参加者数が 30 戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適當であると東通村長が個別に認めた場合には、おおむね 50 戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、例えば、東通村の東通村農業振興方針に定められた者など地域の実情に合わせて東通村長が認定する者とする。

(4) その他必要な事項